

「投資信託用の運用に関する規則」の  
一部改正案に寄せられたご意見と当協会の考え方

平成 22 年 10 月 14 日  
社団法人 投資信託協会

No	ご意見の内容	当協会の考え方
1	<p>第 4 条の 2 (案) の後半部分では、「<u>当該時点でしか決定することができないことに留意するものとする。</u>」とされておりますが、この記載ですと、発行条件の決定主体が委託会社であるかのようにも捉えられる可能性があるのではないかと考えています。この部分を細かく表現すれば、「取得時の市場の状況等を受けて、その取得条件において投資家にとって最も有利と判断できる取引を選択することによって最終的に投資信託が組入れる仕組債の総体的条件が決定されるべきもの」となると理解しておりますので、この部分の表現を、例えば、以下のように一部修正する事によって主旨をより明確にする事が出来るのではないのでしょうか？</p> <p>原案： 「<u>当該時点でしか決定することができないことに留意するものとする。</u>」</p> <p>修正案： 「<u>当該時点でのみ決定されるものであることに留意するものとする。</u>」</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>